

軽油周辺油種への識別剤添加実施要綱

(目的)

第1条 軽油に灯油やA重油などの軽油周辺油種を混和する等の脱税防止を通じた軽油流通秩序の正常化に一層万全を期するため、軽油周辺油種に識別剤を添加し、これによって、軽油への混和を迅速、簡便な方法でチェックできる体制を整備することを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において「軽油周辺油種」とは、次に該当するものをいう。灯油（J I S K 2203に該当するもの）及びA重油（J I S K 2205のうち1種又は関税定率法別表2710・19号一の（3）のAの（b）及び（c）に該当するもの）であって、地方税法第144条第1項第1号に規定する軽油に該当しないもの。

2 この要綱において「識別剤添加対象者」とは、次のいずれかに該当する者であって、資源・燃料部 燃料供給基盤整備課 燃料流通政策室長の指定する者をいう。

（1）石油の備蓄の確保等に関する法律第2条第5項に規定する石油精製業者

（2）（1）の石油精製業者からその製造又は輸入した石油製品を継続的に購入しており、かつ、年間の販売数量が250万キロリットル以上の石油販売業者

（3）石油の備蓄の確保等に関する法律第2条第8項に規定する石油輸入業者

（4）（1）以外の者で軽油周辺油種を製造かつ販売する者

3 この要綱において「識別剤」とは、クマリン（分子式 $C_9H_6O_2$ ）をいう。

(識別剤添加対象者の実施事項)

第3条 識別剤添加対象者は、識別剤を1 P P M（1 m g / l）の割合（添加の濃度の許容差±15%以内）で添加した軽油周辺油種を販売するものとする。

2 識別剤添加対象者は、識別剤の添加場所、添加方法、添加数量及び添加年月日並びに添加の対象となる軽油周辺油種の数量を記載し、これを保持するものとする。

3 関税法第2条第1項第5号に規定する外国貿易船（本邦で軽油周辺油種を取卸しするために接岸中のものに限る。）及び同法第29条に規定する保税地域において、軽油周辺油種に識別剤を添加しようとする識別剤添加義務者は、別に定めるところにより、識別剤添加開始日前までに所轄の税関官署に対し申し出るものとする。

(添加の例外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に該当する場合には、識別剤添加対象者は、識別剤を添加しない軽油周辺油種を販売することができる。

（1）専ら航空機の用に供されるジェット燃料油を販売する場合

（2）主として機械の摩擦部分を潤滑して摩擦抵抗を減少させ、焼き付きや摩擦を防ぐと同時に、動力の消費を少なくし機械の効率を高めるために使用される油であり、引火点130℃を超える潤滑油を販売する場合

（3）性状、用途、価格等からみて、地方税法第144条第1項第1号に規定する軽油に混入されるおそれがないものとして、識別剤添加対象者の申出に基づき資源・燃料部 燃料供給基盤整備課 燃料流通政策室が了承したものを販売す

る場合

- (4) 識別剤添加対象者間等の販売であって、全当事者の申出に基づき資源・燃料部 燃料供給基盤整備課 燃料流通政策室が了承したものを販売する場合
- (5) 地方税法第144条の3第1項第1号又は第2号の規定に基づく混和のため必要であると認められるものを販売する場合

(その他必要事項)

第5条 前条第3号及び第4号の規定に基づき資源・燃料部 燃料供給基盤整備課 燃料流通政策室の了承を得ようとする者は、別に定めるところにより資源・燃料部 燃料供給基盤整備課 燃料流通政策室に申し出るものとする。

第6条 第4条第5号の規定に基づき識別剤を添加しない軽油周辺油種を販売しようとする識別剤添加対象者は、別に定めるところにより、購入者に対し未添加品供給証明書を発行するものとする。

2 識別剤添加対象者は、都道府県知事の発行する混和承認証を確認の上、当該承認証に記載されている条件に従って未添加の軽油周辺油種を販売するものとする。

軽油周辺油種への識別剤添加実施細則

(申出の要件)

第1条 識別剤添加対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合には軽油周辺油種への識別剤添加実施要綱（以下「要綱」という。）第4条第3号の規定に基づく申出を行うことができる。

- (1) 燃焼用の軽油周辺油種にあつては、①識別剤添加対象者が直接需要家に販売、納入する場合であつて、当該需要家において消費されることが確実な場合、②国際海事機関による燃料油硫黄分濃度規制に適合する船舶用燃料油を販売する場合であつて、性状等から軽油に混和するおそれがない場合
- (2) 非燃焼用の軽油周辺油種にあつては、①識別剤添加対象者の販売価格が軽油の店頭小売価格に比し同等以上の場合、②識別剤添加対象者が需要家に直接販売、納入する場合であつて、他の場所に納入されるおそれがない販売形態をとっている場合又は③インク、溶剤、塗料等の特殊な用途に使用されるため軽油に混和するおそれがない場合

第2条 識別剤添加対象者は、識別剤添加対象者間等の販売であつて、当該製品が識別剤添加対象者に納入されることが確実な場合には、要綱第4条第4号の規定に基づく申出を行うことができる。

(申出)

第3条 要綱第3条第3項の規定に基づく税関官署への申出を行おうとする識別剤添加対象者は、別紙様式1により申し出るものとする。

第4条 要綱第4条第3号の規定に基づく資源・燃料部 燃料供給基盤整備課 燃料流通政策室の了承を得ようとする識別剤添加対象者は、第1条各号の区分に応じ、当該各号に掲げる様式により申出を行うとともに、当該各号に掲げる資料を添付するものとする。

該当項目	様式	添付資料
第1条第1号	① 2-1	(1) 需要家毎、商品毎に①の納入形態について、パイプライン、船などにより納入されるものであって他の場所に納入されるおそれがないことを証する書類及び②過去1年間の1カ月毎の販売数量 (2) 当該商品の一般的な用途に関する資料
第1条第1号	② 2-2	当該商品が国際海事機関による燃料油硫黄分濃度規制に適合すること、船舶用燃料油であること、軽油に混和するおそれがないことを証する資料及び販売先毎、商品毎の過去1年間の1カ月毎の販売数量
第1条第2号	① 2-3	当該商品の一般的な用途に関する資料並びに当該商品の過去1年間の平均卸価格及び販売数量
第1条第2号	② 2-4	当該商品の一般的な用途に関する資料並びに需要家需要家、商品毎に①納入形態について、パイプライン、船などにより納入されるものであって他の場所に納入されるおそれがないことを証する書類及び②過去1年間の1カ月毎の販売数量
第1条第2号	③ 2-5	当該商品の一般的な用途に関する資料並びに販売先毎、商品毎の過去1年間の1カ月毎の販売数量

第5条 要綱第4条第4号の規定に基づく資源・燃料部 燃料供給基盤整備課 燃料流通政策室の了承を受けようとする者は、別紙様式3により申出を行うとともに、商品毎に次の書類を添付するものとする。

- (1) 当該製品が最終的に識別剤添加対象者に納入されることを証する書類。
- (2) 過去1年間の1カ月毎の販売及び購入数量並びに今後1年間の販売及び購入予定数量

(報告等)

第6条 要綱第4条第3号規定に基づく資源・燃料部 燃料供給基盤整備課 燃料流通政策室の了承を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 第1条各号の区分に応じ毎年、事業年度終了後遅滞なく、当該各号に掲げる資料を資源・燃料部 燃料供給基盤整備課 燃料流通政策室に提出すること。

該当項目	提出書類
第1条第1号	① 需要家毎、商品毎の過去1年間の1カ月毎の販売数量
第1条第1号	② 販売先毎、商品毎の過去1年間の1カ月毎の販売数量
第1条第2号	① 商品毎の過去1年間の平均卸価格及び販売数量
第1条第2号	② 需要家毎、商品毎の過去1年間の1カ月毎の販売数量
第1条第2号	③ 販売先毎、商品毎の過去1年間の1カ月毎の販売数量

- (2) 販売先毎、商品毎に販売数量を帳簿に記載し、これを保持すること。
- (3) 資源・燃料部 燃料供給基盤整備課 燃料流通政策室が必要とした場合には特約店に対し、商品毎の販売実績を提出するよう要請すること。
- (4) 需要家又は販売先に対する前年の販売実績が異常に増加した等で資源・燃料部 燃料供給基盤整備課 燃料流通政策室が原因究明を要求した時は調査し報告すること。

第7条 要綱第4条第4号の規定に基づく資源・燃料部 燃料供給基盤整備課 燃料流通政策室の了承を得た者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 商品毎に過去1年間の1カ月の販売数量を資源・燃料部 燃料供給基盤整備課 燃料流通政策室に毎年、事業年度終了後遅滞なく提出すること。
- (2) 商品毎に販売数量を帳簿に記載し、これを保持すること。

(未添加品の供給)

第8条 識別剤添加対象者は、要綱第6条第1項の規定に基づき未添加供給証明書を発行する時は、別紙様式4により行うものとする。

(申出の特例)

第9条 識別剤添加対象者が、識別剤添加開始日前までに要綱第4条第3号及び第4号に

基づき資源・燃料部 燃料供給基盤整備課 燃料流通政策室に申し出る場合であって、やむを得ない事情があるため第4条各号及び第5条に掲げる資料を添付することができないときは、当該資料は、申出から3カ月以内に提出すれば足りるものとする。

附則

(経過措置)

この通達の施行の際現にある「軽油周辺油種への識別剤の添加実施について」（令和元年6月7日付け、2019資燃部第6号）の様式により使用されている書類は、この通達による様式によるものとみなす。

様式1

年 月 日

〇〇税関長 殿

住所
氏名（名称等）

軽油周辺油種への識別剤の添加について

標記の件について、関税法第2条第1項第5号に規定する外国貿易船（本邦で軽油周辺油種を取卸しするために接岸中のものに限る。）及び同法第29条に規定する保税地域において、軽油周辺油種への識別剤（クマリン）の添加作業を行いたいので、下記のとおり申し出ます。

記

保 税 地 域 名	
添 加 対 象 油 種	
添 加 責 任 者	
添 加 開 始 年 月 日	
添 加 方 法	
添 加 施 設	
台帳等の保管場所	

- (注) 1. 本船上で添加する場合は、保税地域名に本船が接岸する岸壁（バース）名を記載する。
2. 本船からタンクに軽油周辺油種を船卸しするためのパイプラインが保税地域でない場合には、保税地域名にそのパイプラインが特定できる名称（企業名等）を記載する。
3. 本船上で添加する場合は、添加施設を省略する。

(様式は日本産業規格 A列 4番とする。)

様式 2 - 1 (燃焼用軽油周辺油種)

年 月 日

資源エネルギー庁資源・燃料部 燃料供給基盤整備課 燃料流通政策室長 殿

住所

氏名 (名称及び担当取締役名)

識別剤添加に係る除外品の申出

上記の件について、軽油周辺油種への識別剤添加実施要綱第 4 条第 3 号の規定に基づき
下記のとおり申し出ます。

記

添加除外商品名	添加除外の理由 (商品の 納入形態など)	当該商品の過去 1 年間の 販売数量 (K L)

(様式は日本産業規格 A 列 4 番とする。)

様式 2 - 2 (燃焼用軽油周辺油種)

年 月 日

資源エネルギー庁資源・燃料部 燃料供給基盤整備課 燃料流通政策室長 殿

住所
氏名 (名称及び担当取締役名)

識別剤添加に係る除外品の申出

上記の件について、軽油周辺油種への識別剤添加実施要綱第 4 条第 3 号の規定に基づき
下記のとおり申し出ます。

記

添加除外商品名	添加除外の理由	当該商品の過去 1 年間の販売数量 (K L)

(様式は日本産業規格 A 列 4 番とする。)

様式 2 - 3 (非燃焼用軽油周辺油種)

年 月 日

資源エネルギー庁資源・燃料部 燃料供給基盤整備課 燃料流通政策室長 殿

住所
氏名 (名称及び担当取締役名)

識別剤添加に係る除外品の申出

上記の件について、軽油周辺油種への識別剤添加実施要綱第 4 条第 3 号の規定に基づき
下記のとおり申し出ます。

記

添加除外商品名	当該商品の過去 1 年間の 販売数量 (K L)	当該商品の過去 1 年間の 平均販売価格 (円/K L)

(様式は日本産業規格 A 列 4 番とする。)

様式 2 - 4 (非燃焼用軽油周辺油種)

年 月 日

資源エネルギー庁資源・燃料部 燃料供給基盤整備課 燃料流通政策室長 殿

住所
氏名 (名称及び担当取締役名)

識別剤添加に係る除外品の申出

上記の件について、軽油周辺油種への識別剤添加実施要綱第 4 条第 3 号の規定に基づき
下記のとおり申し出ます。

記

添加除外商品名	添加除外の理由 (商品の 納入形態など)	当該商品の過去 1 年間の 販売数量 (KL)

(様式は日本産業規格 A 列 4 番とする。)

様式 2 - 5 (非燃焼用軽油周辺油種)

年 月 日

資源エネルギー庁資源・燃料部 燃料供給基盤整備課 燃料流通政策室長 殿

住所

氏名 (名称及び担当取締役名)

識別剤添加に係る除外品の申出

上記の件について、軽油周辺油種への識別剤添加実施要綱第 4 条第 3 号の規定に基づき下記のとおり申し出ます。

記

添加除外商品名	当該商品の過去 1 年間の販売数量 (K L)

(様式は日本産業規格 A 列 4 番とする。)

様式3

年 月 日

資源エネルギー庁資源・燃料部 燃料供給基盤整備課 燃料流通政策室長 殿

住所

氏名（名称及び担当取締役名）

（全当事者連名）

識別剤添加に係る除外品の申出

上記の件について、軽油周辺油種への識別剤添加実施要綱第4条第4号の規定に基づき下記のとおり申し出ます。

記

1. 添加除外商品名

2. 取引の概要
 - (1) 商流

 - (2) 物流

3. 過去1年間の販売、購入数量実績及び今後1年間の販売、購入予定数量

4. 識別剤添加対象者に納入されることを証する書類

5. その他特記事項

(様式は日本産業規格 A列 4番とする。)

様式4

年 月 日

未添加品混和行為者 殿

住所

氏名（名称及び担当取締役名）

未添加供給証明書

下記のとおり識別剤未添加の軽油周辺油種を供給します。

記

1. 商品名
2. 販売数量
3. 納入形態
4. 納入予定年月日
5. 未添加品を必要とする理由

（様式は日本産業規格 A列 4番とする。）